

## 会 議 記 録

高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	平成26年度第1回高松市議員報酬、市長及び副市長の給料等審議会
開 催 日 時	平成26年11月27日(木) 午後2時30分～午後4時20分
開 催 場 所	市役所 4階会議室
議 題	(1) 会長の互選及び職務代理者の指名 (2) 諮問：議員報酬、市長及び副市長の給料並びに政務活動費の額について (3) その他
公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
非公開の理由	—
出席委員	7人 石田雄士、植松瀧子、高塚順子、前田峻司、松本修二、山田径男、與田康子
傍 聴 者	なし
担 当 課 及び 連 絡 先	総務課 (Tel 839-2181)

### 【経過及び結果】

#### 1 会長の互選及び職務代理者の指名

会長については、松本委員を推挙する意見が出され、全員一致で了承された。

職務代理者については、会長が與田委員を指名した。

#### 2 会議の公開の決定

会長から本審議会の会議を公開とする旨の発言があり、今後、会議を非公開とすべき審議事項が生じた場合には、その都度、本審議会において公開・非公開を決定することとした。

#### 3 審議会資料の説明

市長からの諮問の後、事務局から本市の議員報酬、市長及び副市長の給料、政務活動費の額の状況、本市の財政状況、人事院・香川県人事委員会の勧告内容、他市の状況等について説明し、それに対し各委員から質問があった。

### 【主な質疑応答】

委員) 昨年度の答申は当時の経済情勢を勘案して判断されたものと認識しているが、昨年度と今年度では給与・賞与の支給に対する考え方について潮目が変わっている。これは市民も含めて共通認識だと考える。

委員) 市長、副市長及び職員についてはこれまで厳しい減額措置の中で仕事をしてきたが、一般企業も景気回復傾向にあることを鑑み、減額措置を無くし一定の給料を支給する中で仕事をしてほしい。

委員) 本市の人口及び支店等企業の減少や市の予算も思うように伸びない状況において、安倍政権のアベノミクス効果が言われているが、地方の景気はさほど良くなっておらず、給料や報酬等が適正かど

うかの判断は難しいと思う。

委員) 審議会資料の中で四国県都や中核市と本市を比較したものがあるが、そもそも本市の置かれているポジションがわからない。また現在の経済状況としては、一般的に景気回復傾向にあるといわれているが、一般市民の生活はまだ苦しい状況にあるという印象を受ける。

事務局) 審議会資料を基に四国県都の中での本市の順位について説明。

委員) 給料・報酬について順位の比較だけでなく、四国県都の財政力指数や実質公債費比率等具体的財政状況が分かる資料があれば、金額の妥当性を判断する材料になると考える。

事務局) 次回までに準備する。

委員) 市税収入も24年度から25年度にかけて減少してきている中で、今後高齢者支援の分野に費用を要し、財政を圧迫することが予想される。市の財政の中で構成比として高いウェイトを占めている部分はどこなのか、また努力すればどの程度削減できるのか、もう少し実際の本市の収支が見えてくると給料・報酬について判断する材料になる。また、市の借金を減らすなどの健全な財政運営と市政の発展に対する市長及び副市長の努力がその給料に反映されることが望ましいと思う。四国県都の比較については、財政運営の仕方も市により異なるため、一概に給料の額のみで比較することは難しいことから、本市財政の収入と支出の特徴と将来的な財政健全化の目標が分かる資料があるとありがたいと思う。

事務局) 本市の具体的財政状況や将来的な目標等について、財政局の協力も得ながら、可能な限り資料を準備したい。

委員) ①給料とは活動実績に見合うものでなければならないと考える。今回の審議会資料の中では市長、副市長、議長及び副議長の活動状況について平成24年度、25年度のものしか提示されていないが、今現在の活動状況を確認するためにも追加資料として26年度直近の活動状況を提示していただきたい。

②率直な感想として、市長、副市長がさまざまな減額措置を行っている中で、議員報酬については平成9年4月から据え置かれているという現状について、議員自身がもう少し真剣に考える時期に来ているのではないかと。

事務局) 市長、副市長、議長及び副議長の26年度の活動状況については次回までに資料を準備する。

委員) 昨今のマスコミ報道で政務活動費の透明性の確保について、これまで以上に市民からの要請が高まっていると思われるが、25年度から26年度にかけて政務活動費の透明性の確保策について変更はあったのか。

事務局) 平成26年度より前年度分の各議員の政務活動費の収支状況について、ホームページで公開している。

委員) 平成23年1月21日の本審議会からの答申の中で、政務調査費について平成20年度分からの執行状況を確認する中で、2年間の執行状況に応じた金額に引き下げることが適当として月額8万8,000円とする減額改定を求めたことがある。実際減額改定は行われなかったが、答申を出した22年度と25年度を比較しても使用状況にあまり変化が見られない。25年度において全額執行した議員が60%以上いることについては尊重しなければいけないと考えるが、使用状況にあまり変化が見られないことについてどのように考えているのか。

事務局) 全額執行している議員にとっては、政務活動費を有効に活用して全額執行しているにもかかわらず

らず減額される理由がわからないという意見が出た。戻入している議員については、それなりに執行しない理由があり、政務活動費の減額については議員からかなり反発があった。

委員) 政務活動費について領収書等の証拠書類の写しは情報公開請求をすれば公開してもらえるのか。  
事務局) 情報公開制度に則り、情報公開請求をすれば確認できる。

会長) 諮問事項について、意見をいただきたい。

委員) 世代間で議員に対する意識が異なる。年齢層が上の世代の方には、地元から議員を選出し地元のために貢献してもらいたいという意識があるようだが、個人的には違和感がある。

委員) 議員の年齢層が上がっている背景には、議員報酬から各種引去金を引くと手取り金額は少なく若い人が議員になりたがらないという現状がある。

委員) 議員報酬について、税金控除後の手取り金額はどれくらいか。

事務局) 現時点では把握できていない。

委員) 国の人事院勧告、香川県人事委員会からの勧告を受けて、高松市はどのように対応しているのか。

事務局) 一般職について、地元民間企業と本市職員の給料の比較は行っておらず、基本的には国に準じて給与改定を行っている。全国的に見ると地元企業と公務員を比較した場合に公務員の給料が高いという理由で国が引上げを行っても減額するところもある。市長、議員の期末手当等の手当関係については一般職に準じており、一般職と同じような動きをしているが、給料や報酬については条例で別に定めており、本審議会の答申及び自主減額が基本となっている。

会長) 本審議会は地方議員の実態について議論し、その実情について見ていく場であり、その議論が答申に少しでも反映されればよいと考えている。市長、副市長の給料と議員報酬については、市長、副市長は常勤で生活給として給料を支給しており、生活と仕事に対する状況を含めて給料を判断する必要があるが、議員報酬は、生活費としてではなく、あくまでも仕事に対する対価として報酬が妥当かどうかを判断する必要があるという認識である。

委員) 会長の考え方と相通ずるところがあり、市長、副市長については、災害時も含めて365日24時間市民のために仕事をしなければならない状況であり、生活に加えて、仕事に対する厳しさも勘案して給料について判断しなければならない。一方、議員については議会や委員会に出席したとしても、家業との両立も可能という状況であり、仕事に対する任務の遂行という面を勘案して報酬を判断すべきと考える。

委員) 議員提出議案が市長提出議案に比べてかなり少ない点について

会長) 地方議員の役割は、地方行政を住民の代表としてチェックするというものであり、議員提出議案は自ずと少なくなる。

事務局) 高松市自治基本条例の中にも、議会の役割として市の執行部の監視が挙げられている。また、議員提出議案は、数としては少ない。ただし、市長提出議案の中には、国の法律改正に伴って条例改正を行うようなものもあるが、議員提出議案は、議員として決定していかなければならないことについて議案を提出している。また、その作成過程でも一つの議案を複数の議員が議論して作り上げるところもあって、結果として議員発案の議案数は少なくなっており、このことは全国的に見ても同じような状況である。現在、本市議会では高松市議会基本条例を作成中であり、近く議案が議員提出されると聞いている。